

令和4年9月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和4年度9月総会を日置市中央公民館3階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第35号 農地法第3条許可申請書審議について	(14件)
議案第36号 農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第37号 農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第38号 非農地証明願出書審議について	(5件)
議案第39号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(3件)
議案第40号 農用地利用集積計画審議について	(33件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一		6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (1人)

5番 迫 千穂子

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20番 佐藤 洋三		22番 松崎 秀樹	
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

21番 東峯 満      23番 下池 健悟

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	東 浩文	次長兼農業振興係長	吉富 良一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	石塚 健一		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和4年度9月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
なお、迫委員から欠席届が提出されています。  
また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。  
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、2番「奥 和俊」委員と3番「池畑 正治」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第35号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。14件について説明いたします。  
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は420㎡、作物は野菜です。  
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,816㎡、作物は水稲です。  
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,488㎡、作物は水稲です。  
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,931㎡、作物はオリーブです。  
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積5,676㎡、作物は野菜です。  
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,634㎡、作物は野菜です。  
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,237㎡、作物は水稲です。  
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は18,967㎡、作物は水稲です。  
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,517㎡、作物は野菜です。  
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,639㎡、作物は水稲及び野菜です。  
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,433㎡、作物は水稲です。  
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,639㎡、作物は野菜です。  
番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,251㎡、作物は野菜です。  
番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,698㎡、作物は水稲です。  
以上、計14件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。  
2番 議案第35号の番号1について報告いたします。  
令和4年9月21日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第35号の番号2について報告いたします。  
令和4年9月17日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第35号の番号3について報告いたします。

令和4年9月17日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的利用が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第35号の番号4について報告いたします。

令和4年9月22日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第35号の番号5について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の池畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第35号の番号6について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の池畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第35号の番号7について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第35号の番号8について報告いたします。

令和4年9月19日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第35号の番号9について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第35号の番号10について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第35号の番号11について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第35号の番号12について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第35号の番号13について報告いたします。

令和4年9月19日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第35号の番号14について報告いたします。

令和4年9月19日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第35号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第35号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第35号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第36号「農地法第4条許可申請書審議」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の13頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、通路です。

平成13年頃に既に転用済みとのことで顛末書を添付しての申請となります。

以上、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

14番 議案第36号の番号1について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約4.5ha

と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第36号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第36号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第36号の案件は、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第37号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 春成 勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは資料の16頁をご覧ください。番号6の春成委員が関係する案件になります。

この案件の転用目的は駐車場、権利種別は所有権移転です。

平成24年頃に既に転用済みで、始末書を付けての申請となります。

以上、計1件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

11番 議案第37号の番号6について報告いたします。

令和4年9月17日、私と副の西園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1ha

と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 議案第37号の春成委員が関係する番号6の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第37号の春成委員が関係する番号6の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第37号の春成委員が関係する番号6の案件について、許可することに決定し

ました。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、議案第37号の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは資料の15頁をご覧ください。番号6を除く7件について説明いたします。

番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

申請地東側の山林所有者から、今月上旬より、申請地を木材搬出のための通路及び木材置場として貸していたため始末書を添付しての申請です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、資材置場、権利種別は賃借権設定です。

申請地近くの道路の改良工事に伴い、工事用の資材等の置場としての一時転用となります。

なお、申請地は日吉町吉利の基盤整備地区内であり、仮換地による実測面積は1,838㎡です。

期間は許可日から令和5年2月22日までです。

番号5の転用目的は、資材置場、権利種別は使用貸借権設定です。

申請地近くの、畑灌工事による資材等の置場としての一時転用となります。

期間は許可日から令和5年3月17日までです。

番号7の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

申請人は、申請地に建売住宅5棟を建築し販売するもので、また、農用地区域からの除外決定日は8月31日でした。

以上、番号6を除く7件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

25番 議案第37号の番号1について報告いたします。

令和4年9月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

25番 議案第37号の番号2について報告いたします。

令和4年9月21日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番

議案第37号の番号3について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番

議案第37号の番号4について報告いたします。

令和4年9月21日、私と正の迫委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、工事事務資材の置場その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第37号の番号5について報告いたします。

令和4年9月22日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、工事事務資材の置場その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第37号の番号7について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第37号の番号8について報告いたします。

令和4年9月22日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、集落に接続して建売住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第37号の番号6以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第37号の番号6以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第37号の番号6以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第38号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の25頁をご覧ください。5件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1、番号2及び番号3については、20年以上経過した宅地です。

番号4については、20年以上経過した通路と一部法面です。

番号5については、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第38号の番号1について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第38号の番号2について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第38号の番号3について報告いたします。

令和4年9月20日、私と副の池畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第38号の番号4について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号通路及び3号法面で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第38号の番号5について報告いたします。

令和4年9月21日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第38号のすべて案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第38号のすべて案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第38号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

<休憩：10時00分～10時10分>

会長 次に、日程第6、議案第39号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 31頁をご覧ください。

議案第39号 「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。

申請分となります。

番号1は、東市来町湯田、登記地目は田、登記面積は997㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「原野」と判断しました。

番号2は、伊集院町飯牟礼、登記地目は畑、登記面積は754㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。

番号3は、伊集院町古城、登記地目は畑、登記面積は2,362㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。

以上、田1筆、面積997㎡、畑2筆、面積3,116㎡、計面積4,113㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第39号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第39号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第40号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 馬場五男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

7番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 35頁の番号1、所有権移転分です。売買です。面積について、田は無し、畑は752㎡、計752㎡、作物は甘藷です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第40号の馬場五男委員が関係する所有権移転分の番号1の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第40号の馬場五男委員が関係する所有権移転分の番号1の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

馬場委員に着席の連絡をしてください。

7番 [着席]

会長 続いて、日高格一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41頁の農地中間管理事業分の番号17です。貸借です。

この案件につきましては、日高委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は2,336㎡、計2,336㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第40号の日高委員が関係する農地中間管理事業分の番号17の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第40号の日高委員が関係する農地中間管理事業分の番号17の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

日高委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]

会長 続いて、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41頁の農地中間管理事業分の番号19です。貸借です。

面積について、田は594㎡、畑は無し、計594㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第40号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業分の番号19の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第40号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業分の番号19の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、議案第40号の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 まず、利用権設定分です。資料の36頁から37頁です。貸借です。

面積について、田は5,201㎡、畑は8,872㎡、計14,073㎡、うち再設定面積は10,796㎡、利用権設定件数は8件、うち再設定件数は5件です。

最後に、農地中間管理事業分です。資料の38頁から42頁です。貸借です。

面積について、田は32,689㎡、畑は5,368㎡、計38,057㎡、うち再設定面積は11,333㎡、利用権設定件数は22件、うち再設定件数は5件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第40号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第40号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和4年度9月総会を閉会します。

( 閉会 10時20分 )

---

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 .....

2番 .....

3番 .....